

Question 3 6. 個人の外貨管理

Point

- 外貨、人民元に拘わらず、現金の持ち込み・持ち出しは制限されている。
- 中国内で働く外国籍社員が、人民元で受領した給与などを、外貨に換金し国外送金することは、個人所得税申告範囲内で認められる。

1. 外国人の銀行口座開設

外国人個人の中国内銀行口座開設は、「非居住者金融口座の税務状況調査管理弁法（国家税務総局・財政部・人民銀行・銀行業監督管理委員会・証券監督管理委員会・保険監督管理委員会公告2017年第14号）」により厳格化。

⇒ 弁法自体は、非居住者口座開設に際して、居住地の納税番号の提示を義務付けるものだが、実務上、非居住者に対する口座開設制限が実施された。

現時点では、中国での居留許可を有する外国人しか、銀行口座は開設できない。

2. 外貨と人民元の換金

① 外貨から人民元への換金

「經常項目外為業務ガイド（匯発[2020]14号）」・第54条。

☆ 中国公民・外国人共に、年間累計US\$5万以内は身分証の提示のみで換金可能。

近親者に対して、この自由換金（人民元転、外貨転）を委託することが認められる。

⇒ 配偶者、父母、兄弟姉妹、祖父母、外祖父母、孫、外孫（第61条）。

以下、条文の引用は断りが無い限り、匯発[2020]14号

② 人民元から外貨への換金

1) 換金

中国公民：年間累計US\$ 5万以内は、銀行への身分証提示により、人民元から外貨への換金可能。

外国人：総量枠は認められておらず、中国内で取得した経常性人民元は、銀行に証憑書類を提示して、換金申請（第59条）。

⇒ 人民元建て給与の場合は、身分証明書と個人所得税納税証明など。申告所得内であれば換金・対外送金可能。

2) 両替後の再換金

外国人個人が、外貨から人民元に換金した未使用残額は、元となる換金証明（24ヶ月有効）に基づき、再度外貨への換金が可能。

制限金額は、一日累計額US\$ 500以内。出国手続き後の換金はUS\$ 1,000以内（第60条）。

3. 対外送金

① 中国人公民の經常性外貨対外送金制限（第64条）

1) 外貨口座内資金の対外送金

当日の送金額がUS\$5万以内であれば、銀行に対する身分証明書提示で対外送金可能。

⇒ 超過する場合は、用途説明資料の提示が必要。

2) 外貨現金の対外送金

外貨現金を銀行に持ち込み、対外送金する場合は、当日の送金額がUS\$ 1万以内であれば、身分証の提示。

⇒ 超過する場合は、税関印のある「海关申报单」、若しくは、

本人の、元の銀行預金の外貨引出証明と、用途説明資料の提示が必要。

② 外国人の經常性外貨対外送金（第65条）

1) 外貨口座内資金の対外送金

外貨口座内の外貨は、銀行に、身分証明書を提示すれば対外送金可能。

2) 外貨現金の送金

外貨現金を銀行に持ち込み対外送金する場合、当日の送金額がUS\$ 1万以内であれば、身分証の提示で対外送金可能（中国公民と同じ）。

4. 外貨現金管理

① 外貨現金引出（第86条）

個人の外貨現金の引出は、当日累計US\$ 1万以内であれば、銀行に身分証明書を提示するのみ。
特別の必要性（外貨事情の悪い国への出国など）により、US\$ 1万以上の現金引出が必要な場合は、身分証明書以外に、用途説明を所管の外貨管理局で備案した上で、「提起外币现钞备案表」を取得し、銀行に提示（備案書の有効期限は30日）。

② 外貨現金の人民元への換金（第88条）

年間換金枠（US\$ 5万）に基づく外貨現金の人民元への換金は、当日累計US\$ 1万相当以内であれば身分証明書のみ。
それを超過する場合は、加えて、税関印のある「海关申报单」、若しくは、元の銀行預金の外貨引出証明と用途説明資料の提示。

③ 外貨携帯制限（第89条）

1) 入国時

個人の外貨携帯入境制限はUS\$5,000以内。

超過する場合は、税関申告が必要。

⇒ 同日内の複数回入国、短期間に多数入国する場合、二回目以降は、金額に拘わらず、税関申告が必要。

2) 出国時

個人の出境時の外貨携帯は、直近の入境時の持ち込み申告記録がない場合はUS\$5,000以内。

超過する場合、US\$ 1万以内であれば、銀行に「携帯外匯出境許可証」の発行を申請。

US\$ 1万を超過する場合、取引銀行所在地の外貨管理局に、「携帯外匯出境許可証」の発行を申請。

④ 人民元携帯制限

入出国を問わず2万元（人民銀行[2004]第18号）。

5. 中国発行カードの使用制限

① 中国で発行されたカードの国内使用

1) 一類カード（同一銀行で発行した、一枚目のカード）

ATMでの引出：一日2万元以内

窓口での引出：制限はないが、一日5万以上の場合は予約が必要

振り込み：銀行により異なる

2) 二類カード（同一銀行で発行する二枚目以降のカード）

ATMでの引出：一日1万元以内

振り込み：一日1万元、年間累計20万元以内

② 中国で発行されたカードの国外使用

2017年12月29日より、国外での現金引き出しは、一人、1日1万元以内、
且つ、年間（暦年）一人10万元以内に制限（匯発[2017]29号）。

超過する引出を行った場合、当該年度と翌年度の国外引出が暫定的に禁止。